

改正概要説明書

国名： ケニア

法令名： 産業財産法

改正情報： 2017年5月4日施行

改正概要：

1. ケニア工業所有権協会の理事会・理事長の職務、権限の変更。事務局長兼務の解消(第11条(3)(b))、理事長職務の幹部職員への委任権限の追加(第12条(2))。
2. 理事会の職員任命権(事務官任命)の追加(第12条(1))
3. 特許を受けることができる発明の要件に関して、「発明が新規であり、進歩性を有し、産業上の利用性がある」とし、「新規の用途」が削除された(第22条)。
4. ケニア居住者による国外出願の制限に関する条項について、「特許出願」及び「何れかの種類の出願」の定義が削除された。
5. 方式審査に関する規定の改正(第41条)
 - ・ 出願の受領日を出願日として付与するための条件として「出願人の宛先」の提出が追加された(第41条(1)(a))。
 - ・ 「特許を受ける権利に関する陳述書が願書に添付されている場合、陳述書の写しを発明者に送付すること及び発明者は、出願を閲読し、かつ、自己の費用においてその写しを入手する権利を有する」規定の削除(第41条(6))。
 - ・ 方式審査の審査項目「出願人が第38条にいう理事長の要求に応じていない」の削除(第41条(7)(d))。
6. 出願公開の時期について、出願人の申請により18月の満了前に出願を公開することができる」規定を追加した(第42条(1))。
7. 実体審査に関する規定の改正(第44条)
 - ・ 理事長の実体審査に関する告示の規定(特定技術分野の特許出願を実体審査する指示及び当該指示の訂正)が削除された(第44条(1))。
 - ・ 審査請求期限を、「出願日から3年以内」から「出願日から5年以内」に変更した(第44条(2))。
8. 実用新案証の出願公開は、第42条の規定によるものでなく、第41条の要件を満たした時点で工業所有権公報にて行われる、と改正された(第82条(2)、(2A))。
9. 特許権、実用新案権若しくは意匠権の取消又は無効請求について、請求期間(公告日から9月以内)の規定が削除された(第103条(2)の削除)。
10. 内閣官房の職権規定の新設。
 - ・ 「出願の訂正、分割」に関する規定(第36条(3))及び「出願の公開」(第42条(4))に関する規定を実施するための規則の制定。
 - ・ 工業所有権審判所の書記官を務める法務官の任命(第113条(6)・旧法は理事会が任命権を持っていた)。

改正内容：

・第 11 条

ケニア工業所有権協会に設置された理事会において、理事長の、理事会・事務局長の兼務に関する規定((3)(b))を削除した。

・第 12 条

理事会が任命する協会の職員に関して、「事務官」を追加した((1))。また、理事長の義務および機能の幹部職員への委任に関する規定を追加した((2))。

・第 22 条

発明の特許要件について、「新規の用途」が削除された。

・第 28 条

「本条でいう特許出願とは、発明に係る他の保護に対する出願を含むこと((4)(a))」、また、「何れかの種類の出願というときは、本法、ケニア以外の国の法律又はケニアが当事国である国際条約に基づく出願を指す((4)(b))」規定が削除された。

・第 36 条

「内閣官房は、本条の規定を実施するための規則を制定することができる」規定が新設された((3))。

・第 41 条

出願の受領日を出願日として付与する条件(出願人の宛先)の追加((1)(a))。「特許を受ける権利に関する陳述書が願書に添付されている場合、陳述書の写しを発明者に送付すること及び発明者は、出願を閲読し、かつ、自己の費用においてその写しを入手する権利を有する」規定の削除。方式審査の審査項目「出願人が第 38 条にいう理事長の要求に応じていない」の削除((7)(d))

・第 42 条

出願の公開について「出願人の申請があった場合は、18 月の満了前に出願を公開することができる」規定を追加した((1))。また、「内閣官房は、本条の規定を実施するための規則を制定することができる」規定が新設された((4))

・第 44 条

理事長の実体審査に関する告示の規定が削除された((1))。審査請求期限の変更((2))。

・第 82 条

実用新案証の出願公開は、第 41 条の要件を満たした時点で、工業所有権公報にて行われると改正された((2), (2A))。

・第 103 条

特許権、実用新案権若しくは意匠権の取消又は無効請求について、請求期間(公告日から 9 月以内)の規定が削除された((2)の削除)。

・第 113 条

審判所・書記官を務める法務官の任命は，内閣官房が行うと改正された。